

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁 第1次回答

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

都道府県公安委員会が許可する指定場所における一時停止の交通規制の権限について、道路交通法施行令第3条の2第1項第8号の適用期間が1カ月を超えないものではなく、地域の状況を十分に把握している警察署長の判断により恒久的に許可をいただけるよう改正を強く要望します。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

道路交通法第4条第1項において、都道府県公安委員会は、①道路における危険防止、②交通の安全と円滑、③交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があるときは、信号機又は道路標識等を設置して交通規制をすることができると定められております。各警察署から交通事故の危険性や交通規制に関する要望等により、都道府県公安委員会で許可している状況であり、市及び市民からの強い要望等に関しては、半年程度の期間を要し、すぐには対応していただけてない状況です。

【支障事例】

通常の道路新設改良工事等に伴う交通規制協議については、工事の施工期間もありますので、事前に十分な期間を想定して協議をさせていただいておりますので、特に問題は生じていませんが、道路新設や拡幅等で交通量が増えたことにより、影響を受けた生活道路において「一時停止(止まれ)」等の交通規制が必要になってくるケースでは最低でも5ヶ月程度の期間を要している状況にあります。「一時停止」の白線一本を引くという工事的には軽微な事ですが、この問題を解決するためには、道路交通法の改正や公安委員会のあり方そのものを見直す必要があるかと考えています。

【制度改正の必要性】

既存道路の交通規制については、通常のケースでも回答が出るまでに最低3ヶ月程度の期間を要し、更に現場施工完了までには2～3ヶ月程度の期間が掛っている現状です。地域住民は、交通量が増えて危険を感じており、一日も早い安全対策を願っていますが、現行制度では対応が遅くなってしまいます。

【懸念の解消策】

市町村から所轄の警察署 → 都道府県警察本部 → 各県公安委員会で決定 → 都道府県警察本部で工事発注・施工という流れになってはいますが、専決事項で都道府県警察本部で判断しているものであれば、その権限を所轄の警察署に移譲すれば、市町村と所轄の警察署間の協議になり、実行までの時間が短縮されるということになります。さらに、市町村と所轄の警察署間の協議により市町村の予算で施工することが出来れば短期間で設置ができます。

根拠法令等

道路交通法第4条第1項、第5条、第43条
道路交通法施行令第3条の2第1項第8号

各府省からの第1次回答

交通規制は、国民に対して一定の行為を禁止し、制限し、又は一定の行為をなすべき義務を課し、具体的な交通ルールを設定するものであり、国民に対して大きな影響を与えるものであるから、その内容及び場所的・時間的な範囲は、目的を達成するために必要な最小限度にとどめるとともに、その内容及び形式が法令に適合するよう慎重な検討を行う必要がある。

都道府県公安委員会が、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づき、交通規制に関する権限を警察署長に委任することができることとされているのは、適用期間が1月を超えないような、いわば軽微な処分は、国民の権利・自由を侵害する程度も比較的小さいことから、警察署長に判断させても差し支えないと解されるためである。

この点、法第43条の規定に基づく一時停止の交通規制についても、国民に義務を課し、具体的な交通ルールを設定するものであり、その適用期間が長くなれば、国民の権利・自由を侵害する程度も大きくなることから、その実施に当たっては慎重な検討を行う必要があり、一時停止の交通規制を含め、適用期間が1月を超える交通規制については、都道府県公安委員会の意思決定によるべきであると解される。

したがって、本件提案への対応は不可である。

なお、都道府県公安委員会では、都道府県交通安全実施計画等に示す方針に基づき、道路整備及び交通状況の長期的推移を把握して計画的な交通規制を推進するとともに、現に交通の安全と円滑が確保されている道路であっても、近い将来問題が予想される場合には先行的に交通規制を実施するなど、交通流・量や沿道状況の変化、地域住民等の要望等を踏まえつつ、必要な交通規制を適時適切に実施することとしているところ、個別具体の交通規制を実施する上での優先順位に関して、都道府県公安委員会と地方公共団体との間で認識の相違があるのであれば、相互に十分な意思疎通を図ることによって御指摘の懸念は解消されるものと思料される。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁 第1次回答

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

近年、危険ドラッグが蔓延し、これを利用したことに起因する犯罪や事故が多発しており、市民生活の安全が脅かされている。

薬物の濫用から住民の健康を守るとともに、住民が安心・安全に暮らせるようにするためには、危険ドラッグの取締りを迅速かつ効果的に行うことが必要である。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という。)上、大臣指定薬物等に関する販売店舗等への立入検査等を行う権限は、現在、厚生労働大臣及び都道府県知事に命じられた職員(薬事監視員)にはあるが、警察官にはない。

このため、警察官は、単独で大臣指定薬物等に関する販売店舗等への立入検査等を行うことができない。

また、埼玉県では、「埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例」を平成27年4月に施行し、警察官に対し、医薬品医療機器等法の網にかからない危険ドラッグのうち、知事が指定した薬物を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができるとする規定を設け、警察官が単独で立入調査等をできるようにしている。

医薬品医療機器等法第76条の9のような規定を警察官についても設け、警察官に立入検査等の権限を付与すれば、必要に応じ、警察官単独でも立入検査等ができるようになるなど、迅速な対応が可能となる。

【支障事例】

埼玉県では医薬品医療機器等法に基づく危険ドラッグ販売店舗等に対する立入検査を埼玉県警察本部職員の立会いのもと実施してきたが、警察官は立入検査等の権限がないため、必要に応じた警察官単独の立入検査など、迅速な対応がしにくい。

根拠法令等

各府省からの第1次回答

現行規定で対応可能であり、厚生労働省及び警察庁としては、法改正の必要はない。

(理由)

麻薬取締官、麻薬取締員及び薬事監視員が実施する立入検査に対し、警察官が必要な協力を行うなど関係機関が連携した各種取組を推進してきたことにより、平成26年3月時点で全国に215店舗存在した危険ドラッグの販売店舗は、平成27年7月に閉鎖が確認された。

このように、警察官による立入検査権限が無い現行規定上であっても、関係機関が連携することにより十分な対応が行えている。

また、麻薬取締員は、麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項に定める罪について、司法警察員として職務を行うことのできる都道府県職員であり、且つ立入検査権限も有している。

以上の理由から、御提案の立入検査権限を警察官にまで付与する必要性は認められない。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁 第1次回答

管理番号 126 提案区分 A 権限移譲 提案分野 消防・防災・安全

提案事項
(事項名) 公安委員会が市道に設置した停止線の補修について

提案団体 春日井市

制度の所管・関係府省
内閣府(警察庁)

求める措置の具体的内容

停止線の補修について、公安委員会との協議を経て、道路管理者において実施できる。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現在の制度】

道路標示の停止線と「止まれ」は同時に標示されることが多いが、停止線は公安委員会の所管である一方、「止まれ」は法定外表示である。

【支障事例】

交通事故防止のために道路標示を補修する場合、市道であれば市が「止まれ」を公安委員会と協議の上補修できるが、停止線は所管が異なるため県に補修を依頼することとなり、非効率である上、県において予算措置がなされていない等の理由により、長いものでは4年程度補修されない(春日井市立白山小学校通学路の横断歩道)ケースもある。

【制度改正の効果】

設置後の維持管理権限を市に移譲することにより、迅速・効率的な道路標示の補修を行うことができる。新設では無く、既設の補修に関わる権限のため、交通ネットワークを妨げることなく円滑な交通流を促し、交通事故の抑止につながる。

根拠法令等

道路交通法第4条

各府省からの第1次回答

都道府県公安委員会は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、信号機又は道路標識若しくは道路標示を設置し、及び管理して、道路における交通の規制をすることができることとされている。

法第43条に規定する道路標識により一時停止の交通規制が行われている場合に車両が停止する位置を示す必要がある場所等に設けられる停止線は、都道府県公安委員会が設置・管理する道路標示であり、その補修も管理の一環として都道府県公安委員会が実施するものである。

交通規制については、その効果等の点検・確認を恒常的に行い、道路及び交通安全施設等の整備、交通流・量等の交通状況及び沿道状況の変化、道路利用者のニーズの変化等によって、実態に合わなくなった場合は必要な見直しを行うこととしており、都道府県公安委員会としては、道路標識・道路標示を設置すれば、対応が終了するというわけではなく、その後の管理を的確に行い、警察官による交通指導取締りを推進することによって、交通規制の実効性を担保しているところであり、道路標識・道路標示の設置と管理を一体として行うことは、的確な交通規制を実施する上で必要不可欠である。

したがって、本件提案への対応は不可である。

なお、同一の時期に同一の場所に設けられた停止線と「止まれ」の法定外表示についても、その老朽化の状況等は同一でないことから、両者の補修時期を同一とする必要はなく、それぞれの状況等に即して、適時適切に補修すべきであるものと思料される。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁 第1次回答

管理番号	295	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	管理捕獲従事者に係るライフル銃の所持許可の適用				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	内閣府(警察庁)				

求める措置の具体的内容

派遣委託により県に配置され、管理捕獲を行うワイルドライフレンジャーを銃砲刀剣類所持等取締法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に含め、猟銃の所持経験が10年未満でもライフル銃を所持できるよう運用を改善する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現在の制度】

現在の制度では、猟銃の所持経験が10年未満の場合であっても、県職員が自ら捕獲を行うのであれば、当該県職員は、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に該当し、ライフル銃を所持することができる。

一方、県との派遣委託契約に基づく派遣労働者であるワイルドライフレンジャーは、県の指揮命令下に置かれて捕獲を実施しているが、それが県自らによる捕獲ではないという理由により、「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に該当しない。

【提案の経緯】

神奈川県では、シカによる自然植生の衰退・消失や農林業被害が深刻化しているため、平成15年度から鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づくニホンジカ管理計画を策定し、自然植生回復や農林業被害軽減を目指して管理捕獲によるシカの個体数調整を行っている。

平成24年度からは、シカの管理捕獲に専門的に従事する者を派遣委託によりワイルドライフレンジャーとして県自然環境保全センターに配置し、同センターの指揮命令のもと、これまで捕獲実施が困難であった高標高域の山稜部等において、少人数による捕獲などを実施している。

【具体的な支障事例】

高標高域の山稜部等における捕獲では、射程が長く弾速が速いライフル銃が適する場合があるが、ワイルドライフレンジャーは、事業を実施する県からの委託により派遣されて獣類の捕獲を行っている者であり、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」には該当しないとされ、猟銃の所持経験が10年未満の場合は、ライフル銃を所持することができないため、捕獲業務を行う上で大きな制約となっている。

【地域の実情を踏まえた必要性】

高標高域の山稜部等で捕獲を実施する上での制約を減じるために、猟銃所持経験が10年未満のワイルドライフレンジャーであってもライフル銃を所持できるように運用を改善することが必要である。

※【提案の経緯】、【具体的な支障事例】については、別紙に追加記載あり。

根拠法令等

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号

各府省からの第1次回答

ライフル銃は命中精度および殺傷効果が散弾銃や空気銃に比して著しくすぐれており、これが凶器として犯罪に使用された場合における破壊力および威圧力はきわめて強大であることから、その所持をライフル銃を真に必要とし、かつ、所持を認めても危険性の少ない者に限定することとしている。

このうち、「事業に対する被害を防止するためにライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」とは、例えば、農林水産業を営み又はこれに従事する者で、当該事業に対する熊、イノシシその他の獣類による被害があり、これを防止することが必要であると認められるものをいうのが原則であるが、

① 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第9条に基づき、市町村が実施隊を設置してその隊員に猟銃を所持させ鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。)第9条第1項の規定に基づく許可を受けて行う鳥獣の捕獲等に従事させる場合

② 鳥獣保護管理法第18条の2に基づき認定を受けた鳥獣捕獲等事業者がその捕獲従事者に猟銃を所持させ、同法第7条の2に規定する第二種特定鳥獣管理計画が定められている区域において、当該区域内の農林水産業に従事する者又は都道府県、市町村若しくは農業協同組合等の農林水産業に関する法人から農林水産業に係る被害を防止するために委託を受け、又は同法第14条の2第7項に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業の委託を受けて鳥獣の捕獲等に従事させる場合

であって、ライフル銃を所持させた上で捕獲等に従事させる必要があると認められ、一定の厳格なライフル銃の保管・管理が確保されている場合には、上記の場合と同様にライフル銃を必要とし、かつ、適切な取扱いを期待できることから、「事業に対する被害を防止するためにライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に該当するとしているところである。

ワイルドライフレンジャーについては、上記①、②のいずれにも該当せず、「事業に対する被害を防止するためにライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」には該当しない。

また、本件の鳥獣の捕獲等については、派遣委託により行われるところ、県が直接雇用又は業務委託により捕獲事業を実施する場合に比べて責任の所在が不明確になる(労災補償責任は派遣元が負い、損害賠償責任は県が負うこととなるなど)おそれもあり、農林水産業を自ら営む者と同様にライフル銃を真に必要とし、かつ、所持を認めても危険性が少ないとは認められない。